

神奈川県職労連退職者こだま会会則

(名 称)

第1条 本会は神奈川県職労連退職者こだま会と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を神奈川県職員労働組合総連合（以下「県職労連」という。）内に置く。

(目 的)

第3条 本会は県職労連と協力し、会員の福祉の向上、会員相互の親睦と交流を深め、団結を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生活・年金・健康・税務・法律、その他の相談
- (2) 全労済の火災共済・生命共済・県職労自動車共済、その他の共済厚生事業
- (3) 研修会・懇親会、会報の発行、文化・レクリエーション活動
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(会員の資格)

第5条 本会の会員は神奈川県職員であった者及び県職労連組合員であった者は本会に加入できる。

このほか、本会に入会を希望する者は、幹事会の承認を受けるものとする。

(会員および会費)

第6条 会員は所定の入会申し込みをしなければならない。

会員および会費はつぎの2種類とする。

- (1) 終身会員 終身会費は 25,000 円とする。
- (2) 年会員 年会費は 3,000 円とする。ただし、納入済み会費が 30,000 円に達した年会員は終身会員とする。

(退会等)

第7条 会員が死亡したとき、または会費を 1 年以上滞納したときは退会したものとみなす。

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 代表幹事 | 1 名 |
| (2) 副代表幹事 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1 名 |
| (4) 事務局次長 | 若干名 |
| (5) 幹事 | 若干名（県職労連役員 1 名を加える） |
| (6) 監査 | 2 名 |

なお、必要に応じ相談役を置くことができる。

(役員職務)

第9条 代表幹事は会を代表し、会務を総括する。

- 2 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときはその職務を代行する。

- 3 事務局長は事務局を統括する。
- 4 事務局次長は事務局長を補佐する。
- 5 役員は幹事会を構成し、重要事項を審議するほか会務を執行する。
- 6 監査は会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、総会の承認を受ける。

- 2 役員再任を妨げない。

(会議)

第11条 会議は総会および幹事会とし、代表幹事が召集する。

- 2 議決は出席者の過半数とする。

(総会)

第12条 総会は年1回以上開催し、次の事項を議決する。

- (1) 役員選出
 - (2) 幹事会が付議する事項
 - (3) 会則の変更
- 2 総会は会員の3分の1(委任状を含む)以上をもって成立とする。

(幹事会)

第13条 幹事会は幹事2分の1(委任状を含む)以上の出席で、次の事項を審議する。なお、監査および相談役はオブザーバー参加とする。

- (1) 事業計画・事業報告および予算・決算報告
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他必要な事項

(経費)

第14条 この会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第16条 その他必要なことは幹事会で決める。

(付則)

この会則は	1985年	3月15日	発足
	1988年	5月15日	一部改正
	1990年	6月1日	一部改正
	1993年	6月28日	一部改正
	但し、第6条(会費)については1994年度から施行とする。		
	1995年	6月14日	一部改正
	2007年	6月22日	一部改正
	2013年	6月22日	一部改正
	2015年	6月27日	一部改正